

地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金  
（医療勤務環境改善支援事業）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第12の規定に基づき、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（平成26年9月26日付け厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）に基づく「勤務環境の改善に関する計画」（以下「改善計画」という。）を作成し、医師や看護師をはじめとした医療従事者の勤務負担を軽減し働きがいを高め、離職防止・定着を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とした、勤務環境の改善に取り組む病院に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業実施主体）

第2 組織全体の取組として指針に基づく改善計画を作成し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施している宮城県内に所在する病院とする。

（補助対象事業）

第3 補助対象事業は、次に掲げる取組とする。

- (1) 改善計画作成のための現状分析
- (2) 改善計画に定められ、かつその計画に基づく改善目標を達成するために実施する取組で次に掲げるもの。
  - イ 働き方の改善に関する取組
  - ロ 医療従事者の健康の支援に関する取組
  - ハ 働きやすさの確保のための環境の整備に関する取組
  - ニ 働きがいの向上に関する取組
  - ホ その他必要な取組

（補助金の額）

第4 補助金は、次に定める各号により算出された額を、県の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表1に定める基準額と交付要綱に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、交付要綱に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助対象外）

第5 第3の規定に関わらず、以下に掲げる取組経費については補助対象外とする。また、同取組に係る他補助金との併用も認めないものとする。

- (1) 医療従事者確保に係る経費
- (2) 医療従事者の給与・手当等人件費の処遇改善に係る経費
- (3) 他補助金を活用できる取組に係る経費

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表1)

基準額
750千円